除草作業・低木植栽剪定業務仕様書

2022/4/1

現場名；　古河市役所　総和庁舎

履行期間　自　令和 4 年 4 月　1 日　至　令和 5 年 3 月 31 日

１．作業範囲及び作業内容
　総和庁舎敷地内
　駐車場

２．作業内容及び回数

作業内容	回数	備考
除草作業	4 回/年	収集運搬処分も含む
草刈り作業	4 回/年	収集運搬処分も含む
除草剤散布	2 回/年	西側公用車駐車場及び第三庁舎北側（2 か所）
低木植栽剪定	1 回/年	収集運搬処分も含む
植栽消毒	2 回/年	害虫が発生する前に実施する。

３．提出書類　　請求書発行時に作業終了報告書を提出する。

４．その他
①市の職員として守るべき事項（地方自治法・古河市条例規則等）について、職員に準じて順守する。
②作業場所及び作業回数に基づき、年間の工程表を作成し提出する。
③作業中に建物、備品等に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し受託者の負担でこれを修繕する。
④勤務中は礼儀正しく品行を慎み応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動はしない。
⑤指定場所以外での飲食、喫煙その他職務の遂行を怠るような行為をしない。

作業範囲図　総和庁舎

古河市 中央公民館
古河市 総和庁舎
9 分 車 - 自宅
常陽銀行 古河
市役所本庁出張所
カフェ クレール

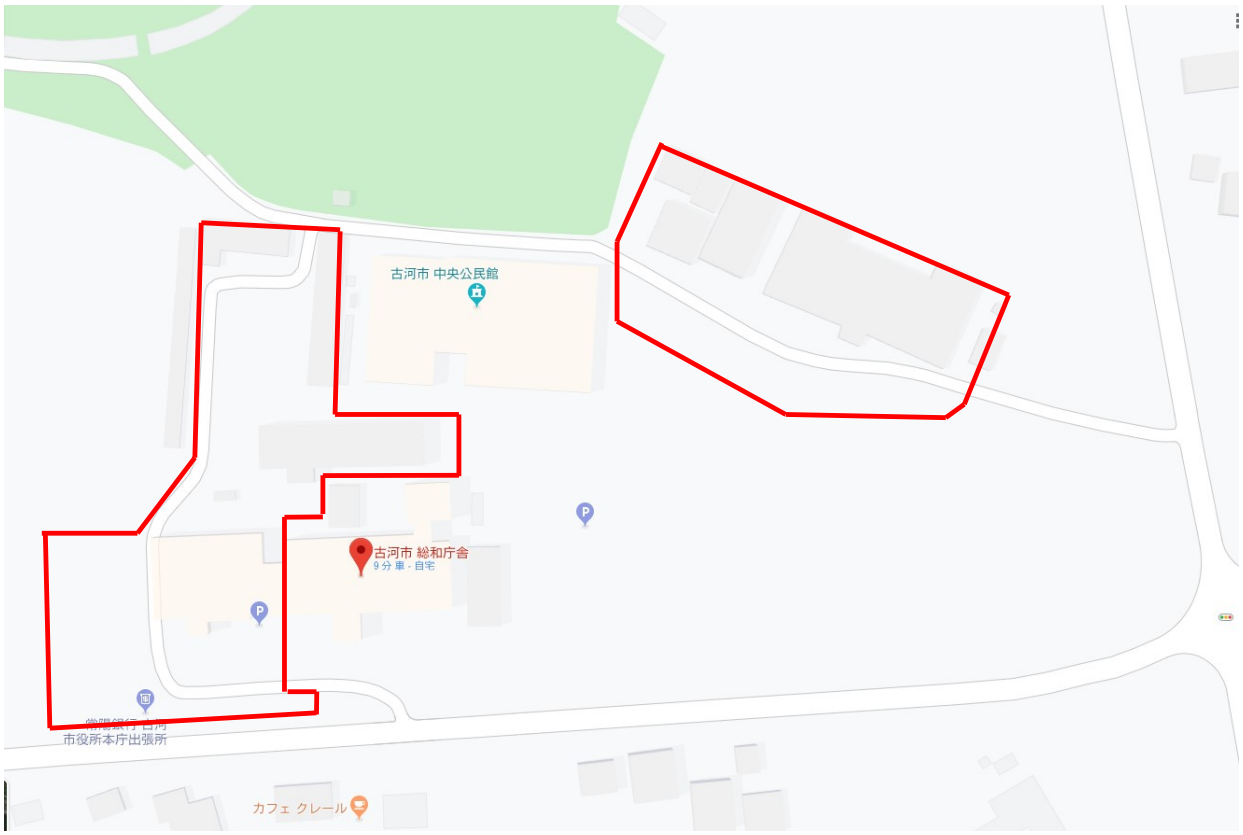
古河市 中央公民館
古河市 総和庁舎
9 分 車 - 自宅
市役所本庁出張所
カフェ クレール